

労働基準関係法令違反に係る公表事案

神奈川県労働局

最終更新日：平成30年4月18日

| 企業・事業場名称 | 所在地 | 公表日 | 違反法条 | 事案概要 | その他参考事項 |
|-------------------|-------------|-------------|--|---|--------------------------------|
| (株) 野蔭造園 | 神奈川県相模原市中央区 | H29. 6. 1 | 労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の2 | 作業場所の広さ、荷の重量等を考慮して移動式クレーンの転倒防止の方法をあらかじめ定めていなかったもの | H29. 6. 1送検 |
| (株) 相模土建 | 神奈川県相模原市南区 | H29. 6. 1 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条 | ベルトコンベヤーに、危険防止措置として覆い等を設置することなく労働者に整備作業を行わせたもの | H29. 6. 1送検 |
| (株) 清製作所 | 神奈川県川崎市川崎区 | H29. 6. 8 | 労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条 クレーン等安全規則第221条 | 法令で定める資格を有しない労働者をつり上げ荷重1トンのクレーンの玉掛け業務に就かせたもの | H29. 6. 8送検 |
| 共和工業(株) | 千葉県市川市 | H29. 9. 20 | 労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条 | 4日以上休業災害を発生させたにもかかわらず、労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなかったもの | H29. 9. 20送検 |
| (学) 桐蔭学園 | 神奈川県横浜市青葉区 | H29. 11. 1 | 労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条 | 高さ2m以上の開口部付近で、墜落防止措置をとることなく労働者に作業を行わせたもの | H29. 11. 1送検 H29. 12. 25不起訴 |
| (株) 共明製作所 | 神奈川県相模原市南区 | H29. 11. 16 | 労働基準法第24条 | 労働者1名に、2か月分の定期賃金の一部約13万円を支払わなかったもの | H29. 11. 16送検 |
| YT SUPPORT(同) | 神奈川県横須賀市 | H29. 12. 6 | 労働安全衛生法第22条 労働安全衛生規則第578条 労働者派遣法第45条 | 自然換気が不十分な場所で、内燃機関を有する機械を使用したもの | H29. 12. 6送検 |
| (株) ピックルスコーポレーション | 埼玉県所沢市 | H30. 3. 9 | 労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第130条の5 | 食品加工用攪拌機の可動部分に蓋、囲い等を設けることなく労働者に作業を行わせたもの | H30. 3. 9送検 |
| (株) フーズシステム | 神奈川県横浜市磯子区 | H30. 3. 19 | 労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 特定化学物質障害予防規則第27条 | 殺菌用の薬品の混合作業において、特定化学物質作業主任者を選任しなかったもの | H30. 3. 19送検 |